

保育所(園)等の入所に関する確認票

以下の確認事項をよくお読み下さい。
ご理解いただきましたら、□にチェックをお願いします。

確認事項		チェック欄
1	虚偽の申し込みをした場合は内定を取り消しとし、明らかになった場合は、保育の利用を解除(退所)します。	<input type="checkbox"/>
2	申込み後、ご家庭の状況(就労状況・妊娠など)に変更があった場合は、必ずご連絡下さい。	<input type="checkbox"/>
3	入所決定後、円滑な入所のために、保育園へ保護者様のご連絡先やお子様の状況等をお伝えすることがあります。	<input type="checkbox"/>
4	入所決定後、保育料を定められた期日までに納付していただきます。	<input type="checkbox"/>
5	保育料算定のため課税状況を確認する必要があるときは、総務部税務課の所有する課税情報を取得することがあります。	<input type="checkbox"/>
6	保育料は月の初日に在籍していれば、1ヶ月分の保育料がかかります。月途中で退所されても日割り計算はされません。	<input type="checkbox"/>
7	保育料が滞納となった場合、督促状・催告書が交付されるほか、職員が自宅訪問や電話による催告を行います。 また、児童手当・特例給付に係る保育料等の徴収等に関する申出書により、児童手当・特例給付より保育料を徴収いたします。	<input type="checkbox"/>
8	(出産予定の方) 出産要件で入所できる期間は、目安として出産予定日前6週から産後8週間です。期間終了後は退所となり、以降継続して入所を希望する場合には、再度申込みが必要です。	<input type="checkbox"/>
	(求職中の方) 求職中の方は、入所後90日以内に就労証明書を提出してください。入所後90日を超え就労開始とならないときには、退所となります。	<input type="checkbox"/>
	(既に保育所に入所しているお子さんのいる方) 既に入所しているお子さんの保育料の振替口座から、新たに入所するお子さんの保育料についても振替させていただきます。	<input type="checkbox"/>
	(転出予定の方) 転出先についてご記入ください。 【転出先住所】 【転出予定年月日】	<input type="checkbox"/>

申込みにあたり、上記のとおり確認いたしました。

平成 年 月 日

保護者(父)氏名

㊞

保護者(母)氏名

㊞